

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令	(イ) 第41条	特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
		(a) 新築されたもの
	(b) 建築後使用されたことのないもの	
	特定認定長期優良住宅	
	(c) 新築されたもの	
	(d) 建築後使用されたことのないもの	
		認定低炭素住宅
		(e) 新築されたもの
		(f) 建築後使用されたことのないもの
	(ロ) 第42条第1項	(建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋  $\left( \begin{array}{c} \text{令和} \quad \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{(ハ) 新築} \\ \text{(ニ) 取得} \end{array} \right\} \end{array} \right)$

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	

令和 年 月 日